

2農支第3483号
令和2年12月16日

各 市 町 村 長
福島県農業共済組合長理事
公益社団法人福島県植物防疫協会長 様
福島県農薬商業協同組合理事長
福島県生活研究グループ連絡協議会長

福島県農薬適正使用推進会議議長
(福島県農林水産部次長(農業支援担当))
(公 印 省 略)

農薬適正使用の徹底等について(通知)

このことについて、別添写しのとおり福島県農業協同組合中央会代表理事会長、全国農業協同組合連合会福島県本部長あて通知いたしましたので御承知いただくとともに、貴関係部署、組合員、農薬購入者等へ農薬の適正使用について周知徹底をお願いします。

(事務担当 環境保全農業課 技師 佐々木 電話024-521-7453)

(写)

2農支第3483号
令和2年12月16日

福島県農業協同組合中央会代表理事会長

様

全国農業協同組合連合会福島県本部長

福島県農薬適正使用推進会議議長
(福島県農林水産部次長(農業支援担当))

(公 印 省 略)

農薬適正使用の徹底等について(通知)

このことについては、毎年度農薬危害防止運動を実施する等、周知を図っているところですが、今般、県内で「しゅんぎく」の残留農薬基準値を超過する事案が3件発生しました。

過日、福岡県においても類似した事案が発生しており、このようなことは産地の信頼を大きく損なうことから、下記事項に留意の上、一層の指導徹底をお願いします。

なお、本通知内容について、貴関係部署、各農業協同組合及び組合員等への周知徹底をお願いします。

記

- 1 農薬を使用する際は、最新の登録情報を十分確認し、農薬使用基準を遵守すること。特に、農薬ごとに表示されている使用に際しての注意事項に留意するとともに、収穫前日数の確保に十分に注意すること。
- 2 生産履歴には、農薬の使用実績(農薬名、使用量(希釈倍数)、使用年月日及び使用方法)を正確に記帳するとともに、記録は作業後速やかに行うこと。
- 3 農薬を散布する際は、飛散防止のための必要な措置を講じるとともに、近隣の生産者と収穫時期や農薬使用に関する情報交換を密に行うこと。特に風の強い日の散布は、厳に慎むこと。
- 4 農薬は必要量のみを調整し使い切るよう努めるとともに、農薬散布作業前後には、器具の洗浄を徹底すること。
- 5 生産出荷団体等は、食品衛生法や農薬取締法に反する事実及びその可能性のある事案を確認した場合は、直ちに県指導機関へ報告するとともに情報共有を図ること。

(事務担当 環境保全農業課 技師 佐々木 電話024-521-7453)